

米国における農業環境保全

～第1回 費用対効果を重視する制度設計:EQIPとCSPに着目して～

政策研究事業本部 主任研究員 井上 領介

1. はじめに

日本では、2021年に策定された「みどりの食料システム戦略」を契機として、環境と調和した持続可能な農業の実現に向けた政策的議論が近年活発化している。2024年には食料・農業・農村基本法が約30年ぶりに改正され、「環境と調和のとれた食料システム」が新たな基本理念に追加された。こうした状況の中で、諸外国における農業環境保全に係る動向は、日本における今後の農業環境政策を考えるうえで参考となり得る。

米国における農業環境政策は1930年代の土壌保全政策に始まり、長い歴史を有している。その制度設計の特徴は、限られた予算から最大の環境改善効果を引き出すための工夫が積み重ねられてきた点にあり、欧州や日本と比べて費用対効果を重視する姿勢が色濃く反映されている。また、長年にわたる農業環境政策の実施と並行して、関連する学術研究も盛んに行われており、政策の効果に関する豊富なエビデンスが蓄積している。さらに近年は、政府による支援制度に加えて、民間主導による農業生産者への支援を通じた保全活動の推進も広がりを見せている。保全に関わる官・学・民の各セクターが活発に活動している点も、米国の大きな特徴といえる。

そこで本連載では、米国の農業環境保全に関する制度設計や実績等を複数回にわたり概説する。第1回となる本稿では、政府による主要な支援制度に焦点を当て、営農地での環境保全を支援する仕組みであるEQIPおよびCSP¹の制度設計を紹介する。両プログラムは創設から20～30年が経過しているものの、その特徴であるランキング形式による採択の仕組みを詳細に解説した日本語の文献は限られている。例外として木下(2012)がEQIPの詳細を解説しているが、近年評価・採択の枠組みには変更が加えられており、サイト固有の環境リスクや保全活動の効果等の5つの要素を考慮して採択者を決定する仕組みへと刷新されている²。本稿はこうした近年の変更も踏まえ、両プログラムの採択プロセスや採点の仕組みといった詳細を含めて解説する。これを通じて、日本における今後の制度設計に向けた示唆を得ることを目的とする。

本稿の構成は以下の通りである。第2章では、米国における農業環境政策の全体像と、EQIPおよびCSPの概要を紹介する。第3章では、両制度に共通する特徴的なランキングシステムについて詳述する。第4章では、EQIPおよびCSPの制度設計から得られる日本への示唆をまとめる。第5章では結論を述べる。

¹ EQIP(Environmental Quality Incentives Program、環境改善奨励プログラム)、CSP(Conservation Stewardship Program、保管理プログラム)。

² 米国会計検査院(GAO)は2017年、当時のEQIPの採択方法は環境改善効果を十分に考慮できていないとの指摘を行い、より便益を重視した採択・ランキングへの改良の必要性を指摘した(GAO(2017))。こうした中2020年にCART(Conservation Assessment Ranking Tool)と呼ばれる評価ツールが導入され、より体系的にサイトの脆弱性や取組の効果が評価に組み込まれる形式となった。

2. 米国における農業環境政策

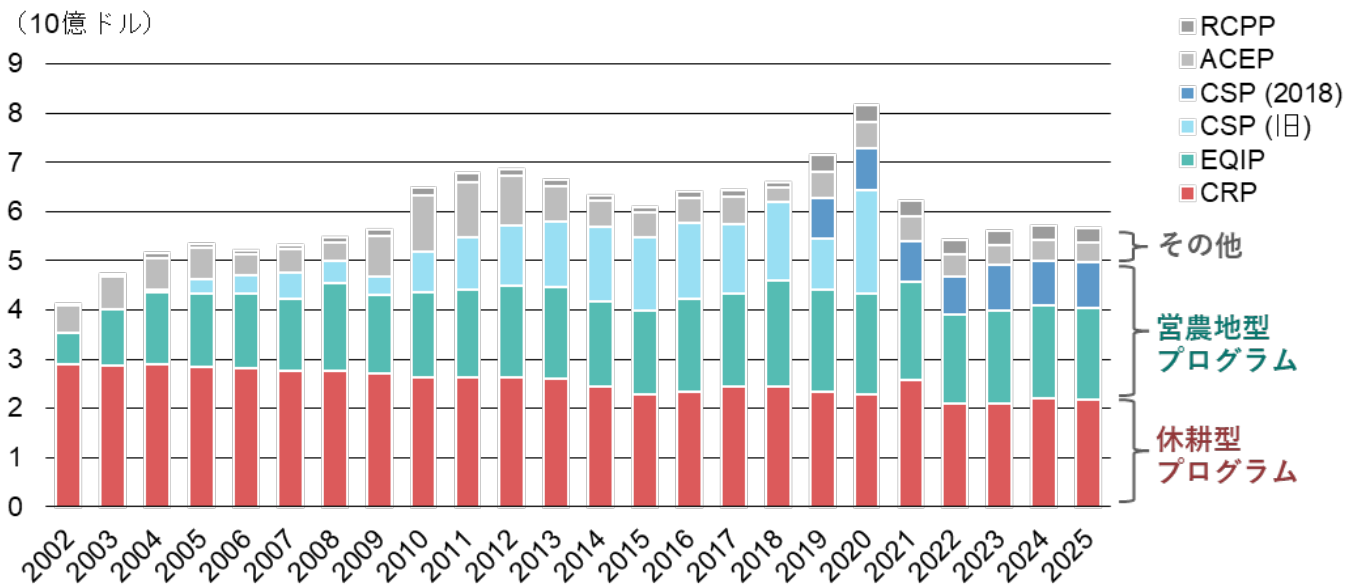
2.1 保全プログラムの全体像³

米国の農業環境政策は、農地を生産から外して保全する「休耕型プログラム」と、営農を継続しながら農地に保全活動を組み込む「営農地型プログラム」の 2 つが予算の大部分を占める。前者の代表例が CRP (保全休耕プログラム) であり、後者の代表例が本稿で扱う EQIP・CSP である。

米国の農業環境政策は、1930 年代のダストボウルと呼ばれる深刻な土壌侵食被害を契機として始まり、長らく CRP に代表される休耕型プログラムがその中心を担ってきた。休耕型プログラムとは、農地を一定期間生産から外し、植生で覆われた状態に戻すことで土壌侵食の防止・水質改善・野生生物の生息環境の保全といった環境面の便益をもたらす仕組みで、農業生産者は対象農地を生産に用いない代わりに政府から年間支払を受け取る。1990 年代以降、CRP により毎年およそ 800~1400 万 ha の農地が休耕されてきた⁴。

しかし過去 20 年間で政策の重心は急速に休耕型から営農地の保全へとシフトしてきた。2000 年代初頭は保全プログラム予算の大半を CRP が占めていたが、近年では営農地型プログラムへの予算配分が CRP を上回るに至っている(図表 1)。さらに、バイデン政権下で 2022 年に成立したインフレ抑制法(IRA)⁵は EQIP・CSP 等に総額 180 億ドル超を追加配分し、営農地型プログラムへの傾斜を一層加速させている。IRA による追加予算は第二次トランプ政権下で打ち切られたものの、EQIP・CSP の通常予算(農業法に基づく毎年の基本予算)の水準そのものは引き上げられ⁶、これにより営農地型プログラム重視の方針は今後も維持される見通しである。

図表 1 米国における主な農業環境保全プログラムへの支出



(出所) USDA ERS (2025)、Fuller et al. (2026)を基に当社作成

(注) 支出額はインフレ調整後の値(2023 年ドル基準)であり、2024 年、2025 年は見込み額。IRA による追加予算は含まない。CSP (旧)は、2014 年農業法およびその前身プログラムに基づく予算を表す。ACEP=農業保全地役プログラム、RCPP=地域保全パートナーシップ・プログラム。

³ 米国の保全プログラムの全体像は CRS (2022)、CRS (2026)を、2025 年の OBBB による変更点は CRS (2025)を参照。

⁴ Rosenberg & Pratt (2025)。

⁵ インフレ抑制法(Inflation Reduction Act)は名称こそ「インフレ抑制」を冠するが、実質的には気候変動対策を主軸とする政策パッケージである。農業環境保全分野への追加配分も土壌炭素貯留や温室効果ガス削減に資する営農手法の普及を目的として実施された。

⁶ 第二次トランプ政権下において 2025 年 7 月に成立した OBBB(One Big Beautiful Bill Act)による措置。

2.2 EQIP(環境改善奨励プログラム)

(1) プログラムの概要・目的

EQIP は、農業生産者や土地所有者が、農業生産活動を行いながら環境保全に資する取組を新たに実施することに対して、政府が技術的・金銭的な支援を行うプログラムである(図表 2)。

本プログラムは 1996 年農業法で創設され、その後予算は拡充されてきた。2026 年度には年間約 27 億ドルの予算が充当されており(CBO (2026))、最大規模の保全プログラムとなっている。予算のうち、畜産関連の取組(廃棄物処理施設、放牧地管理、家畜用水利施設等)に 50%、野生動物関連の取組に 10%、新規就農者向けに 5%、社会的に不利な生産者向けに 5%を配分することが法律で定められている⁷。

図表 2 EQIP と CSP の比較

	EQIP	CSP
目的	新たな保全活動の導入支援	既存の保全水準の維持・強化への支援
主な支援対象	保全活動をこれから始める生産者等	すでに高水準の保全を実践している生産者等
申請単位	一部の農地でも可	農場全体(全農地が対象)
契約期間	1~10年(通常1~3年)	5年
支払構造	費用分担(取組費用の原則75%)	既存活動支払(定額)+追加活動への費用分担(取組費用の原則75%)
予算規模(2026年度義務的支出)	約27億ドル	約13億ドル
平均契約額(2025年度)	約60,000ドル	約86,000ドル
採択率(2023年度)	25%	31%

(出所) 当社作成。平均契約額は USDA (2026) の契約件数・契約額データより算定(IRA 予算は含まず)。採択率は Happ (2024) より。
 (注) 平均契約額は、2025 年度に締結された契約における契約期間内(EQIP は 1~10 年、CSP は 5 年)の支払予定総額の平均値。
 EQIP の契約期間は申請者に応じて異なり厳密な年間平均支払額の算定は難しいが、仮に EQIP の平均的な契約期間を 3 年と
 おくと年間平均支払額は約 20,000 ドルとなる。CSP は 5 年契約であることから年間平均支払額は約 17,000 ドルとなる。

(2) 支援の対象

生産者は農務省自然資源保全局(USDA NRCS)と協力しながら、農場における自然資源上の課題(Resource Concern)⁸に対応するための保全計画を策定し、これに基づき土壌・水・大気・植物・動物・エネルギー等の自然資源の改善につながる「取組(Practice)⁹」を実施する。支援対象は広範な分野にわたり、約 200 種類の取組が支払対象となっている¹⁰。具体的な取組の例としては、収穫後の農地を裸地のままにせず被覆作物を栽培して土壌侵食や養分流出を防ぐ「カバークロップ」や、土を耕さずに作付けを行うことで土壌構造の保持と炭素貯留を図る「不耕起」といった農法が挙げられる。加えて、畜産廃棄物処理施設や灌漑効率化設備の整備といったハード面の取組も対象となる。

EQIP は農業生産者等が管理する一部の農地だけを申請対象とすることができる。後述する CSP と異なり、農場全体を保全活動の対象として含める必要はなく、自然資源上の課題が存在する圃場等を対象として部分的に申請できる。このため特定の問題への対処を目的とした実践的・単発的な保全活動に向いている。EQIP の契約期間は最長 10 年まで設定できるが、多くの場合 1~3 年である。

⁷ 合衆国法典第 16 編 § 3839aa-2(f)および § 3841(h)より(外部リンク、2026/5/21 アクセス)。「社会的に不利な生産者」の定義は図表 3 脚注を参照。

⁸ 本稿では、Resource Concern を分かりやすさの観点から「自然資源上の課題」と意識している。原語の Resource Concern は、土壌・水・大気・植物・動物・エネルギーといった自然資源基盤が劣化し、資源の持続可能性や本来の利用目的が損なわれることが予想される状態を指すと定義されている(USDA ウェブサイト)(外部リンク、2026/5/21 アクセス)。

⁹ Practice の和訳として本稿では文脈に応じて「取組」または「保全活動」を用いる。

¹⁰ 対象となる取組は州によっても異なるが、例えば 2026 年度のアイダホ州の EQIP では 191 取組が対象(USDA NRCS (2026a))。

(3) 支払単価

支払単価は取組の実施に要する費用や逸失所得の推計値に一定の支払率を掛けることで算定される。まず連邦レベルで策定される取組標準¹¹に基づき全国共通の推計値が算定され、地域の実情に合わせて調整される¹²。したがって、同一の取組であっても州ごとに異なる支払単価となっている場合がある。例として、カバークロップへの支払単価を見ると、若干ではあるが州ごとに異なる単価が適用されていることが確認できる(図表 4)。

一般の生産者に対する支払率は最大 75%であるが、新規就農者等の一部の生産者に対しては最大 90%まで引き上げられる。各州の優先的取組や、飲料水の水源保護に資する取組に対しても、最大 90%の支払率が設定される。また、保全活動の実施に伴い生じる逸失所得に対しては、最大 100%補填される。

図表 3 EQIP における最大支払率

	一般生産者	支援不足の生産者	優先的取組	水源保護
費用	75%	90%	90%	90%
逸失所得	100%	100%	100%	100%

(出所) USDA NRCS (2025a)を基に当社作成

(注) 支援不足の生産者(Historically Underserved Producer)とは、次の①～④のいずれかに分類される農業経営体(個人・法人・共同事業体・米国先住民部族)と定義される(連邦規則集第 7 編 § 1466.3)。①新規就農者(Beginning Farmer or Rancher)(就農 10 年以内)、②社会的に不利な生産者(Socially Disadvantaged Farmer or Rancher)(人種・民族的な偏見にさらされてきた生産者。米国先住民・アジア人・アフリカ系米国人・ヒスパニック等が該当する)、③資源に限られた生産者(Limited Resource Farmer or Rancher)(過去 2 年の売上高や所得が一定未満の生産者)、④退役軍人(Veteran Farmer or Rancher)

図表 4 EQIP におけるカバークロップへの支払単価(ドル/エーカー、2026 年度)

	単一種カバークロップ	2 種以上のカバークロップの混合	単一種カバークロップ・有機栽培
アイオワ州	74.3	77.5	99.5
テキサス州	72.7	75.9	97.1
ニューハンプシャー州	75.3	78.5	102.9

(出所) USDA「Payment Schedules」を基に当社作成

(注) 有機栽培シナリオでは、カバークロップの種子に認証有機種子を使用し、刈取り等の機械的な方法でカバークロップを除去することが求められる。なお米国では除草剤使用によるカバークロップの除去が大半を占める(Wallander et al. (2021))。

2.3 CSP(保全管理プログラム)

(1) プログラムの概要・目的

CSP は、すでに高い水準の保全管理を実践している農業生産者等を対象に、その取組の維持・強化に対して年間報酬を支払う農場全体型の保全プログラムである。2002 年農業法で保全保障プログラム(CSP: Conservation Security Program)として創設され、2008 年農業法で現在の名称となった。2026 年度には年間約 13 億ドルの予算が充当されている(CBO (2026))。

EQIP が新たな保全活動の導入を支援するのに対し、CSP は「すでに優れた保全管理を行っている生産者等を評価・奨励し、さらなる改善を促す」という設計思想を持つ。この二段構えの設計により、保全活動の経験を問わず幅広い生産者等が段階的に支援を受けられる体制が整備されている。

(2) 支援の対象

CSP では、申請時点ですでに 2 つ以上の自然資源上の優先課題(Priority Resource Concern、その州に

¹¹ 取組標準は CPS(Conservation Practice Standard)と呼ばれ、各取組の定義や実施方法を定めたものである。詳細は [NRCS ウェブサイト](#)(外部リンク、2026/5/21 アクセス)を参照。

¹² 支払単価の決定方法の詳細は NRCS のハンドブックを参照(USDA NRCS (2023))。なお、本算定プロセスは、2019 年の USDA 監察局(OIG)による監査で支払単価の根拠となる値の妥当性や更新管理状況等に関する問題が指摘されたことを受け、算定プロセスの見直し等の複数の改善が行われている(USDA OIG (2019)、USDA OIG (2024))。

において特に重視される課題)について目標水準を満たしている必要がある。さらに契約期間(5年間)の終了までに、少なくとも追加で1つ以上の自然資源上の優先課題についても目標水準を満たすよう、新たな取組を実施することが求められる。申請時点ですでに実施している管理水準の維持に対しては「既存活動支払」が、契約期間中に新たに取組む追加的な保全活動に対しては、「追加活動支払」が支払われる。ただし、CSPではEQIPと比べて支援対象となる取組は狭く、大規模な構造物(畜産廃棄物処理施設など)は認められていない¹³。

CSPはEQIPと異なり、申請者が管理権を持つすべての農地を計画に含める「全農場計画(Whole Farm Plan)」が必須である。一部の土地だけを切り取っての申請は認められない。契約期間5年間にわたる継続的な農場経営全体の包括的な環境保全・向上を評価・支援するプログラムの性格を反映している。

(3) 支払単価

CSPの支払は、「既存活動支払」と「追加活動支払」の2種類から構成される。

既存活動支払は、申請時点ですでに実施している保全活動の維持・管理に対して支払われる年間報酬である。2025年度以前は取組面積や対応済みの自然資源上の課題の数に応じた算定方式が採用されていたが、2026年度以降に開始される新規契約に対しては経営体あたり年間4,000ドルの一律支払に変更された¹⁴。

追加活動支払は、契約期間中に新たに実施する保全活動に対して支払われる。EQIPと同様に、取組の実施に要する費用の推計値に一定の支払率を掛けることで算定される。2025年以前のCSPにおいては、通常取組に対しては10%しか支援されず、支払率が低すぎることへの不満の声も上がっていたが(NSAC(2025a))、2026年以降のCSPでは75%の支払率が適用される。従来、「発展的取組」や「複合取組」と呼ばれる高水準の取組に対してのみ高い支払率で支援していたが¹⁵、制度簡素化を目的として2026年度以降これらは廃止される(USDA NRCS(2025b))。また、政府が重点的に後押しする一部の取組には高い支払率が適用されている¹⁶。

図表 5 CSPにおける取組への支払率

保全活動・支払の種類	2025年度以前	2026年度以降
保全活動(一般)	10%	75%
カバークロップ	10%	125%
資源節約型輪作・高度放牧管理	150%	150%
発展的取組	100%	—
カバークロップ関連の発展的取組	125%	—
複合取組	115%	—

(出所) USDA NRCS(2026c)およびUSDA NRCS(2024)を基に当社作成

(注) 2026年度以降、発展的取組や複合取組が提供される場合はそれぞれ100%、125%の支払率となる。資源節約型輪作(RCCR, IRCCR)および高度放牧管理(AGM)は、補足的支払(Supplemental Payment)と呼ばれる。

¹³ 例えば、2026年度のアйдаホ州のEQIPでは191取組が対象となっている一方で、CSPでは84取組のみが対象となっている(USDA NRCS(2026a)、USDA NRCS(2026b))。EQIPの対象に含まれるがCSPに含まれない活動としては、大規模な構造物・施設整備、灌漑設備等が挙げられる。また、新しい取組として試験的に運用されている暫定的保全取組(Interim Conservation Practices)はCSPの対象となっていない場合が多い。例として、有機的管理(取組コード823)も暫定的保全取組として位置付けられている。

¹⁴ USDA NRCS(2026c)(530.306および530.320B Determining Annual Payments)より。既存活動支払が経営面積によらず年間一律4,000ドルに設定されたことは、大規模生産者にとっては相対的に不利に働くと思われる。他方、従来EQIPで45万ドル、CSPで20万ドルとされていた契約総額の上限が2025年度以降撤廃されており(USDA NRCS(2025a)、USDA NRCS(2026c))、追加活動支払を積極的に取り入れた大規模生産者がより大きな支援を受け得る道も開かれている。こうした変更の影響は今後注視を要する。

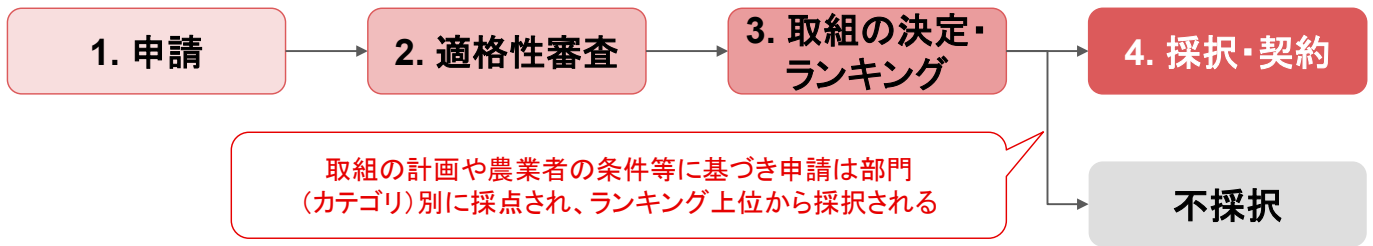
¹⁵ CSPにおける「発展的取組」(Enhancement)とは、保全効果をさらに高めるために実施される追加的な保全活動である。例えば、すでにカバークロップを実施している農業生産者が複数種混合のカバークロップに切り替えるといった、既存の取組をより高度化する活動が該当する。「複合取組」(Bundle)とは、相互に補完的な複数の発展的取組を組み合わせる活動である(NSAC(2025a))。

¹⁶ これらの活動への支払率は法律で規定されている(合衆国法典第16編§3839aa-24(c)(d))(外部リンク、2026/5/21アクセス)。

3. EQIP・CSP における採択の仕組み

3.1 申請から採択までの流れ¹⁷

図表 6 EQIP・CSP の申請・審査フロー



(出所) 当社作成

(1) 申請

EQIP および CSP への申請は年間を通じて随時受け付けられているが、当該年度の資金サイクルへの参加には州ごとに定められた締切日(バッチ期間)までに提出する必要がある。申請には EQIP・CSP 共通のフォーム(NRCS-CPA-1200)を使用し、この時点では、実施する取組等の詳細を決定する必要はない。

(2) 適格性審査

申請を受けて、NRCS は農業経営体および農地の適格性を審査する。適格性の確認にあたっては、土地の管理権を示す証明書や農場番号の提示が必要となり、以下要件を満たす必要がある。

- ・ 対象となる土地を管理または所有している
- ・ 調整後総所得および支払制限規定を満たしている
- ・ 浸食リスクの高い土地・湿地(Highly Erodible Lands and Wetlands)の保全要件に準拠している

(3) 取組の決定・ランキング

適格性が確認された申請に対し、NRCS 現場事務所の保全計画担当者が申請者と個別に面談を行う。保全計画担当者は、農地の自然資源上の課題の現状を評価したうえで、課題に対応するためのさまざまな取組を提示する。申請者はこの協議を通じて計画する取組を確定する。

現在の農地の状況や、実施する予定の取組等の情報を CART と呼ばれるシステムに入力すると、ランキングスコアが自動算出される。その地域が重視する自然資源に対してより大きな環境上の便益をもたらす計画に対しては、より高いスコアが与えられ、採択される可能性が高くなる。この採点・ランキングの仕組みについては、次節で詳細を述べる。

(4) 採択・契約締結

バッチ期間終了後、NRCS では競争カテゴリごとの予算上限に応じて、得点の高い上位から順に採択者を決定する。申請がランク付けされ、採択された場合は EQIP・CSP の支払を受けるための契約が提示される。申請者はこの契約書(NRCS-CPA-1202)に署名することで正式に契約が成立し、計画された取組の実施に対する金銭的支援を受ける資格を得る。

¹⁷ 本節は [NRCS ウェブサイト](#)(外部リンク、2026/5/21 アクセス)を参考に作成。

3.2 採点・ランキングの枠組み

(1) 配点方法の全体像

申請内容に基づき、①脆弱性、②取組効果、③資源優先事項、④プログラム優先事項、⑤費用効率性の5つの要素から構成されるランキングスコアが算出される。①脆弱性や②取組効果は自然資源上の課題別に評価され、各課題別の評価点を重み付けすることで点数が算出される。一方、③資源優先事項や④プログラム優先事項は、各地域別・プログラム別に用意される設問への回答結果に基づき配点が行われる。⑤費用効率性は取組の費用対効果を点数化したものである。同評価プロセスには2020年以降CARTと呼ばれる新システムが導入されており、基本的に同システム上で採点・ランキングは行われる¹⁸。

5要素の評価方法の詳細については次節で述べるが、これら5要素の得点と、各要素に与えられたウェイトを掛け合わせて合計することで、最終的な得点が算定される。これにより、申請者の現状や取組の計画を踏まえ多面的に評価する仕組みとなっている。

図表7 ランキングスコア算出の全体像

	①脆弱性 (Vulnerability)	②取組効果 (Planned Practice Effects)	③資源優先事項 (Resource Priorities)	④プログラム優先事項 (Program Priorities)	⑤費用効率性 (Cost Efficiency)
	農地の環境リスクを自然資源上の課題別に評価・採点	取組の効果を自然資源上の課題別に評価・採点	地域単位で設定する設問への回答に基づき採点	地域単位で設定する設問への回答に基づき採点	各取組の費用対効果を基に採点
要素間ウェイト	10%	40%	20%	20%	10%
	×	×	×	×	×
各要素の得点	20	20	10	15	10
▼					
最終得点					16

(出所) 当社作成

(注) 図中の得点および要素間ウェイトは数値例である。

(2) ランキングプールと競争カテゴリ

原則として、前述のスコアの高い順に資金支援の採択が決定されるが、多種多様な農業生産者等を一律同じ土俵で評価するのではなく、申請者の属性や土地利用に応じて区分したうえで評価する仕組みとなっている。

まず、州内の地理的境界に基づいて「ランキングプール」と呼ばれる採択を競う区分が設けられる(最大5つ程度とされている)。これにより地理的特性の近い生産者同士で競争することとなる。

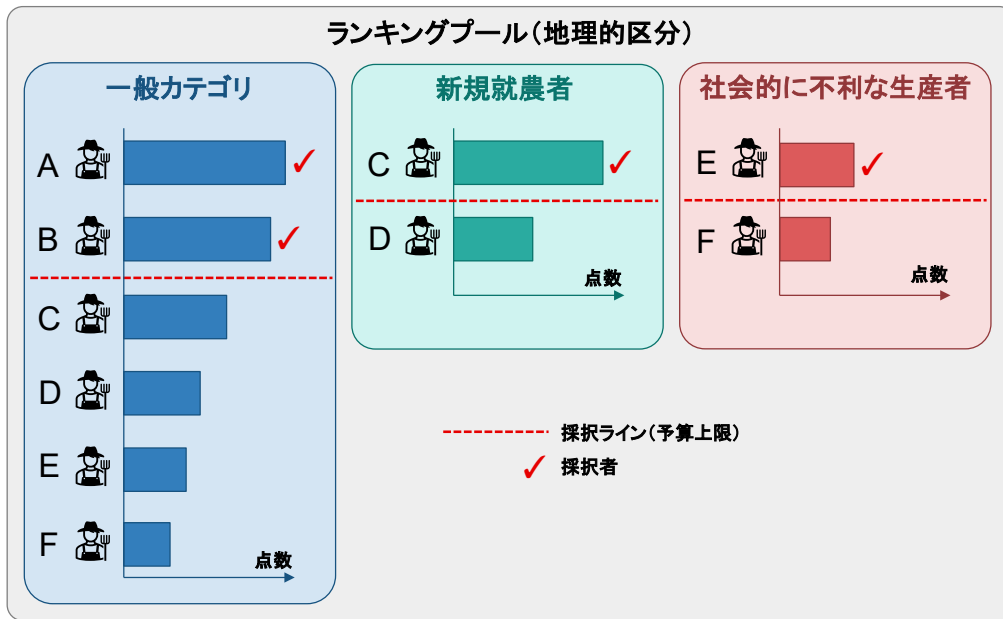
各プール内にはさらに「カテゴリ」と呼ばれる部門が設けられており、例えば一般カテゴリのほか、新規就農者・社会的に不利な生産者向けの専用カテゴリを設けることがEQIP/CSPでは義務付けられている¹⁹。1つの申請が複数のカテゴリに該当する場合、該当するすべてのカテゴリで評価・採択の対象となる(図表8)。したがって、新規就農者等に該当する申請者は一般カテゴリと専用カテゴリの両方にエントリーができ、採択の機会が複数確

¹⁸ CARTを用いた採点・ランキングの詳細に関する最新の公式文書としては、USDA NRCS (2025c)を参照。そのほか、CARTやランキングの仕組みについて解説した資料として、USDA NRCS (2019a)、USDA NRCS (2019b)、USDA NRCS (2019c)、USDA NRCS (2020a)、USDA NRCS (2020b)、NSAC (2021)、Scala et al. (2025)等があり、本稿の執筆に際してはこれら資料も参考とした。

¹⁹ 2025年度以前は、地理的区分に加えて新規就農者などの農業者属性やイニシアティブごとにもランキングプールが設けられることがあり、プール数が増える傾向があった。2026年度以降はプログラム運営の効率化を目的として、ランキングプールの数を必要最小限に絞り、代わりにプール内の「カテゴリ」を活用して申請者を属性・目的別に分ける方式に整理された(USDA NRCS (2025b))。

保されている。ただし同一区画上の同一取組に対して複数の資金源から二重に支払が行われることはない²⁰。

図表 8 ランキングプールと競争カテゴリのイメージ



(出所) 当社作成

(注) 競争カテゴリによって資源優先事項やプログラム優先事項の設定は異なることから、カテゴリごとに順位が入れ替わることもあり得る。

また、河川水質改善や有機農業促進など、特定の政策目標に対応するため、NRCS は特定の地域・取組に対して優先的な資金配分を行うための「イニシアティブ」と呼ばれる枠を EQIP/CSP に設けている。イニシアティブの要件に該当する申請についても、専用カテゴリで評価され追加的な採択機会が与えられる。代表的なものとして、国家水質イニシアティブ(NWQI)などが挙げられる。また、2026 年に新設された「再生型農業パイロットプログラム(Regenerative Pilot Program)」もイニシアティブの 1 つとして位置付けられており、再生型農業に該当する取組を実施し、特定の要件(土壌分析の実施等)を満たす申請は同カテゴリ内で審査・採択される²¹。

例として、2026 年のニューハンプシャー州では、以下のようなカテゴリが設けられている(図表 9)。

図表 9 EQIP・CSP のカテゴリの例(2026 年度ニューハンプシャー州)

	カテゴリ(日本語)	カテゴリ(英語)
EQIP	新規就農者	Beginning Farmer/Rancher (BFR)
	社会的に不利な生産者	Socially Disadvantaged Farmer/Rancher (SDFR)
	再生型農業パイロットプログラム	Regenerative Pilot Program (RPP)
	保全計画・設計・モニタリング活動	CPA/DIA/CEMA
	林業	Forestry
	耕作地	Cropland
	畜産	Livestock
CSP	新規就農者	Beginning Farmer/Rancher (BFR)
	社会的に不利な生産者	Socially Disadvantaged Farmer/Rancher (SDFR)
	再生型農業パイロットプログラム	Regenerative Pilot Program (RPP)
	有機農業	Organic
	一般	General

(出所) ニューハンプシャー州における 2026 年度の EQIP、CSP ランキングレポートを基に当社作成

(注) CSP では、農地と非産業私有林は分けてランキングプールを作ることとされており、本表では農地についてのカテゴリを示す。

²⁰ USDA NRCS (2020b)

²¹ 詳細は [NRCS ウェブサイト](#)(外部リンク、2026/5/21 アクセス)を参照。各イニシアティブの詳細や各州で対象となるイニシアティブは [USDA NRCS \(2026d\)](#)を参照。

(3) 州による裁量

各州において直面している環境面の課題は異なることから、採点・ランキングに係る詳細の多くは、NRCS 州事務所(State Office)が州単位で決定する²²。これにより、当該地域特有の課題に対応できる申請が採択されやすい仕組みとなっている。

例えば、採点に用いる 5 要素のうち①脆弱性や②取組効果は自然資源上の課題別(6 分野、17 中分類、47 小分類²³)に評価されるが、各課題の評価点を合算する際のウェイトを州単位で調整できる。図表 10 の例を見ると、アイダホ州の CSP では、同州が重きを置く自然資源上の課題に多くのウェイトを配分していることが確認できる。なお、CSP では 8 つの自然資源上の優先課題を設定することとされており、各州で重視する課題には 5%以上のウェイトを配分する必要がある。

同様に、採点に用いる 5 要素に付与されるウェイトについても州単位で設定可能である(図表 11)。ただし、州が完全に自由にウェイトを設定できるわけではなく、選択可能なウェイトの範囲に一定の制限がかけられており、その範囲内で州によるカスタマイズが可能な仕組みとなっている。

図表 10 自然資源上の課題(Resource Concerns)(中分類)

分野	中分類	ウェイト例(%)
大気(Air)	大気汚染物質の排出(Air quality emissions)	1
動物(Animals)	水生生物の生息環境(Aquatic habitat)	5
	畜産経営上の制約(Livestock production limitation)	10
	陸上生物の生息環境(Terrestrial habitat)	10
エネルギー(Energy)	エネルギーの非効率利用(Inefficient energy use)	1
植物(Plants)	植物の生育・健全性の低下(Degraded plant condition)	10
	山火事リスク(Fire management)	5
	病害虫の発生(Pest pressure)	9
土壌(Soil)	集中侵食(Concentrated erosion)	1
	土壌の健全性低下(Soil quality limitations)	10
	風食・水食(Wind and water erosion)	10
水(Water)	農薬の流出(Field pesticide loss)	10
	土砂・栄養塩・病原体の流出(Field sediment, nutrient and pathogen loss)	10
	塩類の水域への流出(Salt losses to water)	1
	水源の枯渇(Source water depletion)	5
	汚染物質の流出・漏洩(Storage and handling of pollutants)	1
	気象リスクへの脆弱性(Weather resilience)	1
合計		100

(出所) USDA NRCS (2026b)を基に当社作成

(注) ウェイトは、例としてアイダホ州における 2026 年度の CSP のものを使用。

図表 11 採点に用いる 5 要素へのウェイト(2026 年度)(%)

	①脆弱性	②取組効果	③資源優先事項	④プログラム 優先事項	⑤費用効率性	合計
EQIP	10~40	15	20~60	5~15	10	100
CSP	5~10	35~50	15~35	15~35	10	100

(出所) USDA NRCS (2026a)、USDA NRCS (2026b)を基に当社作成

(注) 幅が設けられている要素については、各地域単位で選択することが可能。

²² 厳密には、ウェイト等に関しては州内のランキングプール(地理的区分)ごとに決定できることから、より細かな単位で地域特性を採点に反映できる。なお、本稿で「州」を主語として用いる場合、基本的に州政府ではなく NRCS 州事務所を指すものとする。

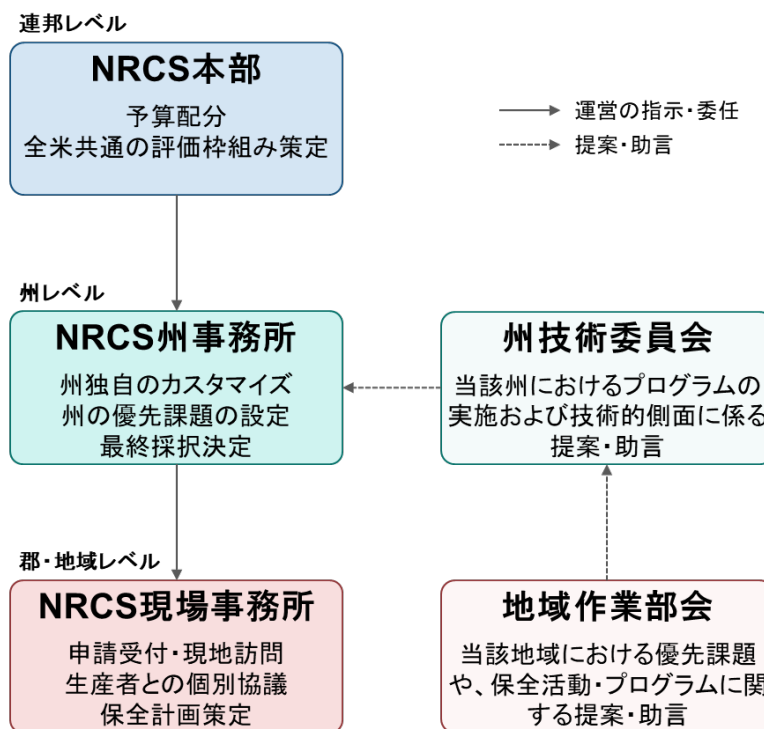
²³ ただし、現在 13 項目の自然資源上の課題へと再編されつつある(USDA NRCS (2025d))。

各州には、NRCS 州保全官を委員長とする州技術委員会 (State Technical Committee) が設置されている (図表 11)。同委員会は、USDA の関連部局、州政府、農業・環境団体、農業生産者、関連機関等から構成され、州内の自然資源上の優先課題や、プログラムの実施および技術的側面に係る提案・助言を行う。さらに、州技術委員会の下部組織として地域作業部会 (LWG: Local Working Group) が組織される。地域作業部会は、州内の地域別 (複数の郡単位など) に複数設置され、当該地域の地元の農業者・林業者、保全関係者、関係機関の代表等の参加を通じて、地域固有の資源課題が把握される仕組みとなっている。

また、NRCS 州事務所の下レベルには、郡単位または複数の郡に対して 1 つの NRCS 現場事務所 (Field Office、Local Service Center) が置かれており、生産者の保全計画の策定や、EQIP・CSP 等の保全プログラムへの申請に係る実務的な支援を担っている。

環境問題は地域によって多様であるが、以上のような体制により、地域固有の事情をプログラム運営に反映させる仕組みが整っている。

図表 12 NRCS におけるプログラム運営の構造



(出所) 当社作成

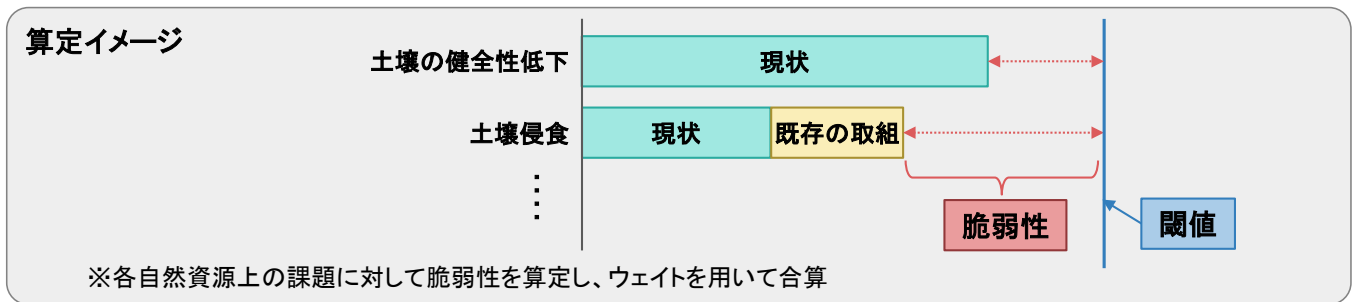
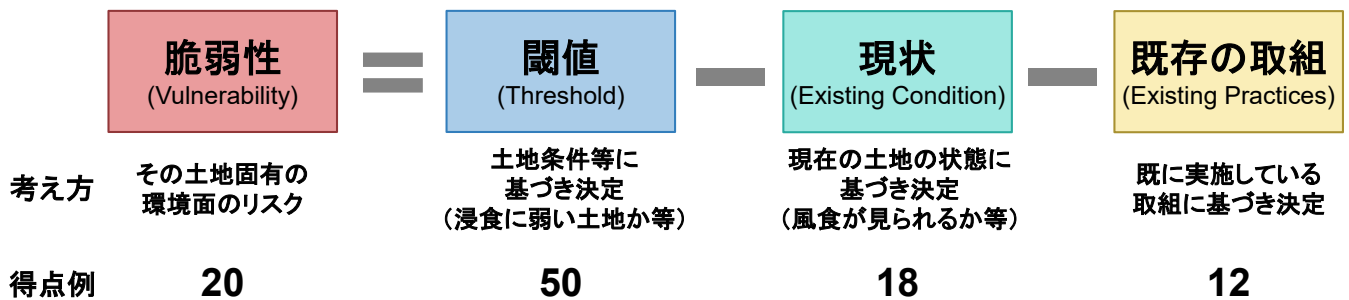
(注) NRCS 現場事務所や地域作業部会は、郡単位で設置される場合もあれば、より大きなまとまりで設置される場合もある。

3.3 配点方法の詳細

(1) 脆弱性 (Vulnerability)

脆弱性は、対象農地の環境リスクと保全の必要性を数値化したものである。具体的には、「閾値」から「現状」と「既存の取組」の点数を差し引くことで求められる(図表 13、図表 14)。すなわち、環境問題が生じやすい土地で、問題が顕在化しており、対策も十分でない場合に脆弱性の点数は高くなる。この算定方法には「環境面のリスクが大きく保全の緊急性が高い農地を優先して支援する」という政策的思想が反映されている。脆弱性は自然資源上の課題別に計算され、図表 10 に示すようなウェイトを用いて合算された値が最終的な脆弱性の得点となる。

図表 13 脆弱性の算定方法



(注) 当社作成

図表 14 脆弱性の算定に用いる要素の概要

	概要
閾値 (Threshold)	<ul style="list-style-type: none"> その土地において保全上の問題がないとみなされる最低限の状態。 多くの自然資源上の課題では固定値として 50 点が用いられるが、土地固有の自然条件を表す指標等を用いて異なる閾値が適用される場合もある。例えば、侵食リスクの高い土地ではより高い閾値が設定され、脆弱性も高くなりやすい(図表 15)。
現状 (Existing Condition)	<ul style="list-style-type: none"> 現在の土地の状態や環境問題の状況を示すスコア。 それぞれの自然資源上の課題に対して独立した評価プロセスが設けられており、計算式に基づき定められる例もあれば、専門家による現地観察に基づいて評価される場合もある。 具体的な評価方法については、マニュアルを参照(USDA NRCS (2025d))。
既存の取組 (Existing Practices)	<ul style="list-style-type: none"> すでに実施されている保全活動による改善効果を示すスコア。 具体的な算定方法は次節を参照。

(出所) 当社作成

図表 15 脆弱性の算定における閾値の設定例(風食の例)

風食ポテンシャル指標	閾値(Threshold)
16 以上	80
8 以上 16 未満	50
4 以上 8 未満	20
4 未満	10

(出所) USDA NRCS (2025d)

(注) 風食ポテンシャル指標は、その地域の風の強さ・頻度・乾燥度などの気候条件、土壌の風食されやすさ(粒径・有機物量など)、その土壌が長期的に生産性を維持できる最大許容侵食量などが考慮されている。したがって、大きいほど「気候・土壌的に侵食されやすく、かつ許容量に対して余裕がない」ことを意味する。


(2) 取組効果(Planned Practice Effects)

取組効果は、申請者が計画している取組が、対象農地の自然資源上の課題にどれだけ対応できるかを示す点数である。複数の自然資源上の課題に対応できる取組を計画するほど高得点となる。

取組効果の算出には、CAPP(Conservation Assessment Practice Points)と呼ばれる点数表が用いられる。CAPPは「各取組が各自然資源上の課題に対して何点に相当するか」を一覧化した定量的な点数表であり²⁴、申請者が計画した取組セットに基づき自然資源上の課題別に点数が計算される。この点数にウェイトを用いて合算したものがCART内部で計算され、取組効果の点数として自動的に出力される仕組みとなっている。

例として、申請者がカバークロップと不耕起の2つの取組を計画する場合を挙げる(図表16)。例えば「風食」の防止に対してはいずれの取組も有効であることから高い点数が割り振られており、2つを組み合わせることで大きな改善を図ることができる。一方、「圃場作業のエネルギー効率」に対しては、耕起作業の削減に伴うエネルギー消費低減効果が大きい不耕起に大きな点数が割り振られているのに対し、カバークロップの実施による効果は小さい。このように、CAPPテーブルは各取組の自然資源上の課題への貢献度を点数として整理しており、申請者はより多くの自然資源上の課題に効果的に対応できる取組を計画することで高い点数を得ることができる。

図表 16 取組効果の算定イメージ



2種類の取組を計画
 ・カバークロップ
 ・不耕起

		カバークロップの効果		不耕起の効果		合計		ウェイト
影響する 自然資源上の 課題	風食	20	+	25	=	45	×	4%
	土壌生物の生息環境の 喪失・劣化	10	+	20	=	30	×	1%
	雑草・病害虫	20	+	0	=	20	×	2%
	圃場作業のエネルギー効率	5	+	20	=	25	×	2%
		CAPPにより設定				Σ	取組効果 3点	

(出所) 当社作成

(注) 点数およびウェイトはイメージとして記載。点数が高いほどその課題の解決に資することを意味する。

なお、CAPP自体は公開されていないが、その考え方に近い資料としてCPPE(Conservation Practice Physical Effects)は公開されている²⁵。CPPEは、各取組の実施による効果を、-5(大幅悪化)から+5(大幅改善)の11段階で各自然資源上の課題に対して評価した表であり、CPPEが基礎となりCAPPが開発されている²⁶。また、以前はCPPEの値がEQIPの申請の採点における費用対効果の評価にも使用されていた²⁷。

²⁴ 厳密には、CAPPでは各取組の各資源課題に対する効果が、土地利用区分ごと、実施方法(Narrative)ごとに点数化されている。同じカバークロップの取組を行うとしても、どの土地利用で(耕地、草地等)、どのように行うかによって効果は異なることを反映している。

²⁵ CPPEの詳細はNRCSウェブサイト(Conservation Practice Physical Effects)(外部リンク、2026/5/21アクセス)を参照。

²⁶ National Conservation Planning Partnership(NCPP)主催ウェビナー(外部リンク、2026/5/21アクセス)のNRCSの説明による。NRCSへのヒアリングによると、NRCSの専門職員が専門知識や文献に基づき点数を決定し、外部のフィードバックを受けて定期的に見直しを行っている。ただし、分野別に複数のチームに分かれて点数を決定することから、分野横断的な統合が取れていない場合もある。

²⁷ 詳細はUSDA NRCS(2016)を参照。

(3) 資源優先事項 (Resource Priorities)

資源優先事項は、自然資源に係る地域の関心事項にどの程度沿った申請となっているかを評価・点数化したものである。脆弱性や取組効果がサイト固有の条件等から算出されるのに対し、資源優先事項は州単位で設計する設問形式で点数化する点が異なり、地域の実情や課題に応じて柔軟に設定できる。脆弱性や取組効果の算定においても、各自然資源上の課題のウェイトの設定を通じて各地域の関心を採点に反映させることが一部可能であったが、資源優先事項では、当該地域の意向をより直接的に採点に反映できる。

資源優先事項の点数は、設問への回答を通じて与えられる。各地域では少なくとも以下の 3 つの基準を考慮して設問を作成することとなっている²⁸。

EQIP の場合

- ・ 計画された取組が、自然資源上の課題にどれだけ効果的かつ包括的に対応しているか
- ・ 取組により期待される効果の大きさや、自然資源上の課題の優先度
- ・ 長期的な保全効果があると認められている取組の実施

CSP の場合

- ・ 申請時点における、州が定める自然資源上の優先課題に対する保全活動による貢献状況 (既存の保全水準の評価)
- ・ 計画された取組が、自然資源の保全および環境面の便益の増加にどの程度貢献するか (追加的な取組の評価)
- ・ その他、州・地域の自然資源上の優先課題へ効果的に対応するための一貫した基準

優先度の高い取組や特定の自然資源上の課題を解決することを評価する設問を任意で追加することも可能である。例えばアイダホ州の 2026 年度の EQIP では、特定の取組が計画に含まれると加点される設問が設けられている (図表 17)。

図表 17 資源優先事項の設問の例 (2026 年度アイダホ州 EQIP の設問より一部抜粋)

設問	回答	点数
減耕起 (取組コード 345) または不耕起 (取組コード 329) を実施予定か	はい	15
	いいえ	0
カバークロップ (取組コード 340) ・石灰による土壌改良 (取組コード 805) ・土壌炭素改良 (取組コード 336) のいずれかを実施予定か	はい	9
	いいえ	0
ガリ侵食に対応するための取組を実施予定か	はい	9
	いいえ	0
養分管理 (取組コード 590) を実施予定か	はい	5
	いいえ	0

(出所) USDA NRCS (2026a)

²⁸ 資源優先事項とプログラム優先事項の設問の設計に関する詳細は、EQIP については USDA NRCS (2025e) を、CSP については USDA NRCS (2025f) を参照。

(4) プログラム優先事項 (Program Priorities)

プログラム優先事項は、資源優先事項と並んで州が設問形式で設計・点数化する要素である。

資源優先事項が「自然資源上の課題の解決に資するか」という環境・資源の観点からの評価であるのに対し、プログラム優先事項は「プログラム目的に沿うか」という行政・政策目的の観点からの評価である。例えば新規就農者や退役軍人農業者への該当可否といった申請者の属性に関する設問がこれにあたる。

ただし、EQIP および CSP の公式ガイダンスにおいて資源優先事項とプログラム優先事項の設問の作成基準は共通して規定されており、両者の実質的な区別は明確ではない。実際に、各州におけるプログラム優先事項の設問を見ても、自然資源に係る設問が含まれている(図表 18)²⁹。

図表 18 プログラム優先事項の設問の例(2026 年度アイダホ州 EQIP の設問より一部抜粋)

設問	回答	点数
申請者は NRCS が定義する退役軍人農業者に該当するか	はい	5
	いいえ	0
申請者は CRP 移行インセンティブプログラム(TIP)に参加しており、かつ EQIP 申請地が過去 2 年以内に CRP から外れた土地か	はい	5
	いいえ	0
契約開始時に未達成だった自然資源上の課題のうち、契約終了時まで新たに達成されるものはいくつか	7 つ以上	30
	4~6 つ	20
	1~3 つ	10
	なし	0

(出所) USDA NRCS (2026a)

(5) 費用効率性 (Cost Efficiency)

費用効率性は、計画された取組がどれだけ効率的に保全効果をもたらすかを示す指標である。以下の計算式によって算定される。

$$\text{Cost Efficiency} = \frac{\text{Planned Practice Point}}{\log(\text{Practice Efficiency Factor})}$$

分子は、前述の取組効果の合計点数である。分母の Practice Efficiency Factor (取組効率係数)は、各土地利用・各自然資源上の課題・各取組の組み合わせ単位ごとに事前に設定された係数であり³⁰、取組に要するコストが反映されていると考えられる。

費用効率性は、「同じ保全効果が得られるならば、より少ないコストで実現できる計画を優先する」という考え方に基づいている。他の 4 要素が保全の必要性や効果の大きさ等の便益に着目した評価となっているのに対し、費用効率性は採択される計画の質と財政負担のバランスを評価に組み込む役割を担っている。これにより、限られた予算の中で環境改善効果を最大化するという公共投資としての費用効率性がランキングに反映される。

²⁹ CART 導入以前の EQIP では、連邦・州・地域レベルでそれぞれ用意された設問による配点がランキングスコアの大部分を占めていた (GAO (2017))。これらの設問形式で評価されていた内容は、CART 導入後の 5 要素の評価枠組みの下では、①脆弱性、②取組効果、③資源優先事項、④プログラム優先事項によって新たに評価されることとなったが (USDA NRCS (2019a))、その際に資源優先事項とプログラム優先事項のいずれかに明確に切り分けることが難しかったものと考えられる。

³⁰ なお、2024 年度以前は Practice Efficiency Factor ではなく年間平均取組コスト (Practice Average Annual Cost) の対数が分母として使用されていた。National Conservation Planning Partnership (NCP)主催のウェビナー (外部リンク、2026/5/21 アクセス) における NRCS の説明によると、従来は年間平均取組コストを用いていたが、会計年度中に年間平均取組コストが更新されるとランキングスコアに影響が出てしまうことから、これを防ぐために取組効率係数に変更したとのことである。

4. 日本における制度設計への示唆

4.1 ランキングシステムによる費用対効果の改善

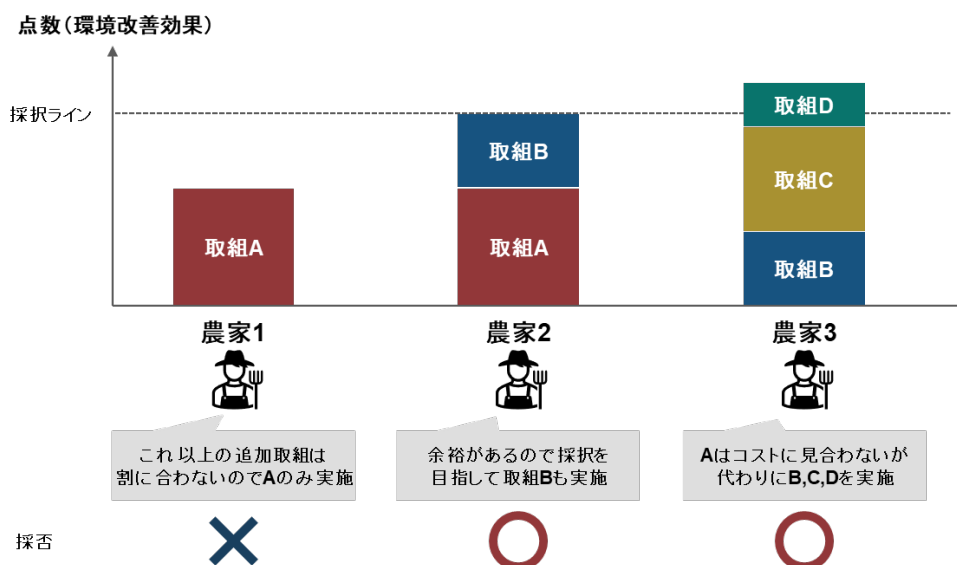
米国の EQIP および CSP の大きな特徴は、申請内容がスコア化され、自然資源上の課題解決に資する効果が高いと評価された申請から優先的に採択されるランキングシステムにある。一方、日本における営農地向けの直接支払制度である「環境保全型農業直接支払交付金」は、要件を満たす取組(有機農業・カバークロップ等)に対して支払が行われ、生産者同士の競争は生じない。分かりやすさや生産者の受容性の観点からは優れているが、費用対効果を重視した制度設計を目指す場合には、米国の制度から学べる点も多いと考えられる。具体的には、米国のランキングシステムは、限られた予算の費用対効果を主に3つの経路で高めると考えられる。

第一に、生産者側の行動変容を促す効果である。採択を目指して、生産者はより多くの取組を組み合わせることや、効果の高い取組を選びやすくなることが期待される(図表 19)³¹。実際に、2010年に採択された契約における取組数の中央値は3であった(Wallander et al. (2019))。環境保全型の取組に対して一律同額支払を行う仕組みでは取組の積み増しに対する誘因が働きにくいいため、競争的な評価を通じて引き出される効果といえる。

第二に、資金配分の効率化である。スコアの高い申請から順に採択することで、環境改善効果の大きい取組に優先的に予算配分されやすくなり、一定の予算からもたらされる環境改善効果は高まることが期待される。採択率が低いことはしばしば批判されているが、資金配分の効率性の観点からは一定の合理性がある。

第三に、費用対効果そのものが評価項目に明示的に組み込まれている点である。EQIP および CSP のランキングスコアを構成する5要素のうち1つに費用効率性が位置付けられており、計画された取組が費用に対してどれだけの環境改善効果をもたらすかが直接評価される。これにより、効果が同程度であればより低コストで実現できる申請が優先されやすくなる構造が制度上組み込まれている。

図表 19 ランキングシステム下における生産者行動のイメージ図



(出所) 当社作成

(注) 縦軸の点数は、同じ取組を行っても申請者によって異なり得るが、ここでは同じとみなして描画している。

³¹ 申請者は採択を目指して取組のレベルをできるだけ引き上げようとする一方で、自らにとって採算の合わない過剰な取組までは計画しない。その結果、計画される取組内容は、その申請者が実施可能な保全努力の水準を示しているといえる。ランキングによる採択システムは、申請者が実施可能な範囲内で取組レベルを段階的に引き上げていく一種のオークションとして捉えることができる(Wallander et al. (2019))。なお、2001年までのEQIPでは、生産者が受入可能な支援額を入札する実際のオークション方式が採用されていた。

4.2 取組による便益を重視した制度設計

(1) 各取組によってもたらされる便益の明確化・点数化

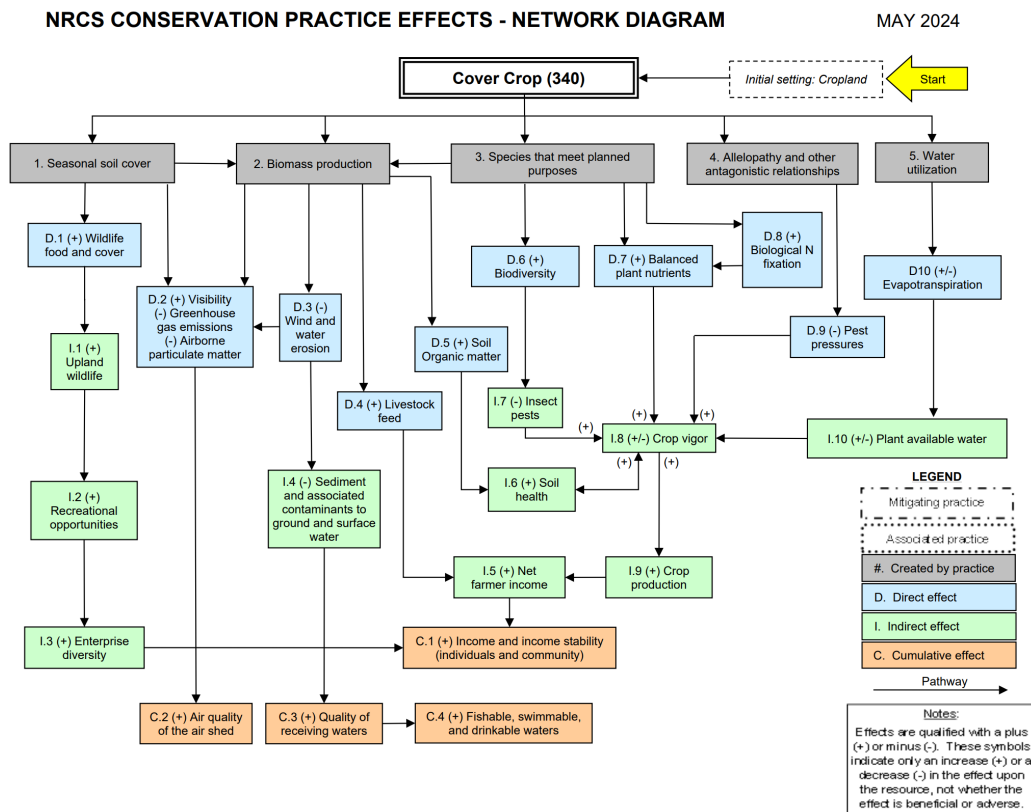
米国では、各取組が各自然資源上の課題に与える効果を点数化した CAPP を用いることで、まったく異なる取組を実施する農業者同士であっても、同一のランキング枠組みの中で評価・比較することができている。すべての取組の便益を科学的根拠に基づき完全に定量化できているわけではないと考えられるが、可能な範囲で見える化しようとするこうした試みは、関係者や生産者の視点を取組そのもの（インプット）ではなく、それによって生み出される環境上の便益（アウトカム）へと向けさせる効果を持つと考えられる。

米国の CAPP は、各取組の効果を 11 段階で定性評価した CPPE を土台として設計・発展してきた経緯がある。日本においても、より便益に着目した制度設計とする場合、こうした定性評価から出発し、段階的に改善を加えていくアプローチが現実的と考えられる。その際に関係者間の議論・対話の土台形成として有用と考えられるのが、米国で作成されている「Network Diagram」と呼ばれる効果フロー図である。これは、各取組の効果がどのように便益を生むかを取組ごとに可視化したものである（図表 20）。まずは既存のエビデンスや有識者の知見を活用したフロー図の作成から着手することが、便益をより重視した制度設計に向けた第 1 歩になると考えられる。

(2) 脆弱性の考慮

便益という観点からもう 1 つ見過ごせないのが、採点の 5 要素の 1 つに位置付けられている「脆弱性」という考え方である。これにより、環境面のリスクが大きく緊急性が高い農地を優先して支援するという思想を採点に組み込んでいる。本来、同じ取組をしても農地の状況によってその意義は異なるはずであり、その観点を制度に取り入れている点は、日本における今後の制度設計を考えるうえでも示唆に富む。

図表 20 カバークロップの効果フロー図



(出所) NRCS「NRCS CONSERVATION PRACTICE EFFECTS - NETWORK DIAGRAM」(外部サイト、2026/5/21 アクセス)

4.3 全米統一の枠組みと地域カスタマイズの両立

EQIP および CSP の採択は、米国全土で共通の評価枠組みに基づいて運用されている。これにより、申請の評価方法・採点基準・契約様式などの基本的な枠組みが連邦全体で統一されており、プログラムとしての一貫性・透明性が確保されている。

その一方で、州レベルでのカスタマイズが幅広く認められている点も大きな特徴である。環境問題は本質的に地域固有の性格を持つ。土壌侵食、水質汚染、生物多様性の喪失といった課題は、気候・地形・農業形態・流域の状況によって表れ方が大きく異なるため、全国一律の基準だけで効果的に対応することは難しい。米国の制度は、この点を踏まえて、共通の枠組みのもとでウェイトの調整や独自カテゴリ・独自設問の設定を通じて、地域の実情に沿った申請を採択できる柔軟な仕組みとなっている。

日本の環境保全型農業直接支払交付金では、地域特認取組の仕組み等により地域固有の状況を考慮しているものの、各地域におけるカスタマイズの余地は限定的である。自然資源に係る問題が本来ローカルな性格を持つことを踏まえると、米国に見られるような全国共通の枠組みと地域カスタマイズを組み合わせる制度設計は、今後の日本の農業環境政策のあり方を検討するうえで示唆に富む。

図表 21 EQIP・CSP における連邦レベル・州レベルの分担

	役割
連邦レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算配分(畜産 50%、野生生物 10%、新規就農者 5%、社会的に不利な生産者 5%等) ・ 連邦レベルのイニシアティブの設計 ・ 取組標準の設計と取組コードの割り当て ・ 適格性要件(所得上限、コンプライアンス等) ・ 採点を構成する 5 要素の構造および 5 要素の州によるウェイト選択の範囲 ・ 評価ツール(CART)の開発 ・ 支払単価の基準値の設定 ・ 契約様式
州レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価項目 5 要素のウェイトの設定 ・ 地域主導のイニシアティブの設計 ・ 自然資源上の優先課題の選定 ・ 自然資源上の課題ごとのウェイトの設定 ・ 資源優先事項・プログラム優先事項の独自設問設計 ・ ランキングプールの設定(地理的区分) ・ 独自カテゴリの設定(特定の属性の生産者の優遇等) ・ 対象取組の設定 ・ 取組標準の修正 ・ 支払単価の調整

(出所) 当社作成

5. おわりに

本稿では、米国における主要な営農地保全プログラムである EQIP および CSP について、特にランキングシステムによる採択方法に着目して概観してきた。両プログラムは創設から 20~30 年が経過しているが、2020 年に導入された CART を通じて、近年も体系的かつ便益重視の方向へと進化を続けている。

EQIP と CSP には、日本の制度にはない特徴が数多く備わっている。例えば、申請内容を順位付けする競争的な採択、各取組がもたらす便益の点数化、サイト固有の脆弱性の採点への組み込みなどである。これらはいずれも、限られた予算で最大の環境改善効果を引き出すための工夫であり、米国の制度が費用対効果を重視する設計思想を持つことの表れといえる。

一方、日本の環境保全型農業直接支払交付金は取組単位の支払方式を基本とし、要件を満たす取組を実施すれば原則として採択・支払が行われる構造となっている。単純明快で生産者にとっても分かりやすい仕組みである一方、限られた予算のもとで発揮される便益(生態系サービス)を最大化するという観点からは、さらなる工夫の余地があるとも考えられる。今後、より費用対効果を重視した制度設計を志向する場合、米国の制度には参考となる発想が数多く含まれている。

なお、米国の制度も完成形ではなく、課題も少なくない。第一に、制度の複雑さが挙げられる。前述のランキングスコアの算定方法は複雑で、申請者がすべてを理解したうえで申請しているとは考えにくい。膨大な数の取組がある中、申請にあたっては NRCS 職員による綿密なサポートが不可欠であるが、現政権下で職員数が減少する中(NSAC (2025b))、こうしたサポート体制を維持できるかは不透明である。第二に、一部の高コスト案件が資金を圧迫している点も課題である。Happ (2023)は、EQIP において集約畜産経営の廃棄物関連施設に多額の予算が投じられていると指摘する。GAO (2017)は EQIP における費用対効果評価の不十分さを指摘したが、現行の枠組みでも費用効率性の比重は 10%にとどまり、課題は完全には解消されていない。第三に、低い採択率も課題となっている。採択数を絞ることで一件あたりの環境改善効果を高める効果は期待できるものの、過度に低い採択率は生産者の意欲を削ぎ、申請自体の減少を招いているおそれもある(Rosenberg et al. (2025))。

もっとも、これらの課題は日本が同様の方向性を志向する際に予め留意すべき論点を提供しているともいえる。米国でも、こうした課題は完全に放置されているわけではなく、CART の導入や支払構造の簡素化など、近年も継続的な改善が進められている。日本においても、完璧な制度を一度に作り上げるのではなく、段階的に改善を重ねていくアプローチが現実的であろう。本稿が、その議論の一助となれば幸いである。

謝辞

本稿の執筆にあたり、NRCS の Dr. Daria A. Scala より多くの貴重な助言を頂いた。記して感謝の意を表したい。なお、本稿に残されうる誤りは、すべて筆者の責任に帰するものである。

参考文献³²

- 木下 (2012)「アメリカにおける農業環境・資源政策」荏林幹太郎・木下幸雄・竹田麻里『世界の農業環境政策：先進諸国の実態と分析枠組みの提案』(農林統計協会)第3章 p63-88.
- GAO (2017) [Agricultural Conservation: USDA's Environmental Quality Incentives Program Could Be Improved to Optimize Benefits \(GAO-17-225\)](#). United States Government Accountability Office.
- CBO (2026) [USDA Farm Programs, Congressional Budget Office Baseline Projections \(February 2026\)](#)
- CRS (2022) [Agricultural Conservation: A Guide to Programs](#). R40763 (07/28/2022).
- CRS (2025) [Agricultural Conservation After Enactment of the FY2025 Budget Reconciliation Law \(P.L. 119-21\)](#). IF13114 (09/26/2025)
- CRS (2026) [Farm Bill Primer: Conservation Title](#). IF12024 (04/13/2026)
- Fuller et al. (2026) Fuller, K. B., Hellerstein, D., Rosenberg, A. B., Subedi, D., Feather, C., Iovanna, R., Pratt, B., & Claassen, R. (2026). [Status and trends of USDA conservation programs, 2002–2025 \(EB-49\)](#). USDA, Economic Research Service.
- Happ (2023) [Waste and water woes](#). Institute for Agriculture and Trade Policy (IATP), May 30, 2023.
- Happ (2024) [Opening the door for more conservation: The Inflation Reduction Act's impact on access to Farm Bill conservation programs](#). Institute for Agriculture and Trade Policy (IATP), Jan 29, 2024.
- NSAC (2021) [Farmers' Guide to CART: NRCS's New Conservation Planning, Resource Assessment, and Program Application Tool](#).
- NSAC (2025a) [Farmers Guide to the Conservation Stewardship Program](#). National Sustainable Agriculture Coalition. March 2025 Edition.
- NSAC (2025b) [USDA Staffing Crisis: Conservation Staff Losses Will Further Undermine Services to Farmers and Ranchers](#). September 25, 2025.
- Rosenberg & Pratt (2025) Rosenberg, A. B., Pratt, B. [What happened to land rejected from the Conservation Reserve Program? An analysis of the 2016 General Signup](#). Amber Waves, U.S. Department of Agriculture, Economic Research Service. (4/8/2025)
- Rosenberg et al. (2025) Rosenberg, A. B., Pratt, B., & Szmurlo, D. [Impacts of an increase in federal assistance for cover cropping: Evidence from the Environmental Quality Incentives Program](#). American Journal of Agricultural Economics, 107(3), 795–825.
- Scala et al. (2025) Scala, D. A., Kneisel, J., Flint, M., & McTaggart, E. [The progression of USDA NRCS conservation planning's Conservation Assessment Ranking Tool](#). Journal of Soil and Water Conservation, 80(1), 13-16.
- USDA (2026) [NRCS Financial Assistance Program Data Download](#). Farmers.gov.
- USDA ERS (2025) [Conservation Programs](#). (Updated: 4/22/2025)
- USDA NRCS (2016) [Environmental Quality Incentives Program Final Programmatic Environmental Assessment](#). March 2016.
- USDA NRCS (2019a) [CART Conservation Assessment & Ranking Tool – Conservation Planning and Ranking](#). February 2019.
- USDA NRCS (2019b) [Resource Stewardship & Conservation Assessment and Ranking Tool \(CART\)](#). February 2019.
- USDA NRCS (2019c) [CART Conservation Assessment & Ranking Tool Version 1.0 Overview](#). July 2019.
- USDA NRCS (2020a) [Conservation Assessment Ranking Tool](#). February 2020.
- USDA NRCS (2020b) [CART Conservation Assessment & Ranking Tool – Conservation Planning and Ranking](#). October 2020.
- USDA NRCS (2023) [Title 300 – Payment Schedule Handbook, Part 600 – Payment Schedules](#). (Amended August 2023)
- USDA NRCS (2024) [Title 440 - Conservation Programs Manual Part 530 - Working Lands Conservation](#)

³² 参考文献内のリンクは全て外部リンク(2026/5/21 アクセス)

- Programs Manual Subpart Q - Conservation Stewardship Program. (Amended May 2024)
- USDA OIG (2024) Environmental Quality Incentives Program Payment Schedule – Cost Estimation Process. Audit Report 10601-0008-31, Office of Inspector General (OIG), January 2024.
- USDA OIG (2019) Environmental Quality Incentives Program Payment Schedules. Audit Report 10601-0005-31, Office of Inspector General (OIG), September 2019.
- USDA NRCS (2025a) Title 440 – Conservation Programs Manual Part 530 – Working Lands Conservation Programs Manual Subpart R – Environmental Quality Incentives Program. (Amended December 2025)
- USDA NRCS (2025b) PGM–Fiscal Year 2026 Financial Assistance Program Changes and Guidance. National Bulletin: 440-26-2. (12/17/2025)
- USDA NRCS (2025c) Title 440 – National Instruction Part 310 NRCS Program Ranking Through Conservation Assessment Ranking Tool Subpart A - General. (Amended December 2025)
- USDA NRCS (2025d) CART Resource Concern Assessment Fiscal Year 2026 – Illinois Supplement–. October 2025.
- USDA NRCS (2025e) Title 440 – National Instruction Part 310 EXHIBIT Q Environmental Quality Incentives Program (EQIP) Ranking Guidance. (Amended December 2025)
- USDA NRCS (2025f) Title 440 – National Instruction Part 310 EXHIBIT H Conservation Stewardship Program (CSP) Ranking Guidance. (Amended December 2025)
- USDA NRCS (2026a) EQIP Geographic Area 1 Ranking FY2026. Ranking Pool Report (Idaho State).
- USDA NRCS (2026b) CSP Classic-Agricultural Land Ranking Pool. Ranking Pool Report (Idaho State).
- USDA NRCS (2026c) Title 440 – Conservation Programs Manual Part 530 – Working Lands Conservation Programs Manual Subpart Q – Conservation Stewardship Program. (Amended March 2026)
- USDA NRCS (2026d) Title 440 – National Instruction Part 307 – Instructions for Implementing National Programmatic and Landscape Conservation Initiatives and Pilot Programs. (Amended February 2026)
- Wallander et al. (2019). Wallander, S., Claassen, R., Hill, A., & Fooks, J. Working lands conservation economic contract modifications: patterns in dropped practices. (ERR-262). USDA, Economic Research Service.
- Wallander et al. (2021). Wallander, S., Smith, D., Bowman, M., & Claassen, R. Cover crop trends, programs, and practices in the United States (EIB-222). USDA, Economic Research Service.

－ ご利用に際して －

- 本資料は、執筆時点で信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客さまの決定、行為、およびその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客さまご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱 UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。